

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 赤上 博人
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年12月8日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新都ホールディングス株式会社
証券コード	2776
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	コスモ・レディー（チャイナ）ホールディングス・カンパニー・リミテッド （Cosmo Lady (China) Holdings Company Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランド・ケイマン、75フォート・ストリート、クリフトンハウス、エステラ・トラスト（ケイマン）リミテッド、私書籍1350
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 石井 昭仁
電話番号	03-6888-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月30日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	コスモ・レディー（チャイナ）ホールディングス・カンパニー・リミテッド
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランド・ケイマン、75フォート・ストリート、クリフトンハウス、エステラ・トラスト（ケイマン）リミテッド、私書籍1350
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	コスモ・レディー（チャイナ）ホールディングス・カンパニー・リミテッド （Cosmo Lady (China) Holdings Company Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランド・ケイマン、75フォート・ストリート、クリフトンハウス、エステラ・トラスト（ケイマン）リミテッド、私書籍1350

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	